

議 案 第 30 号

松戸市安全で快適なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市安全で快適なまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

繁華街における歩行者の安全で快適な通行を確保する必要性に鑑み、客引き行為等の規制を強化することにより、安心して暮らしやすい市民生活の実現を図るため。

松戸市安全で快適なまちづくり条例の一部を改正する条例

松戸市安全で快適なまちづくり条例（平成15年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 めいわく行為の禁止（第8条・第9条）

第3章 客引き行為等の禁止（第10条－第15条）

第4章 松戸市安全・快適まちづくり協議会（第16条）

第5章 重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区（第17条）

第6章 雑則（第18条－第20条）

第7章 罰則（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

第1条中「及びめいわく行為」を「並びにめいわく行為及び客引き行為等」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(5) 飲食店営業等 次に掲げる営業をいう。

ア 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

イ 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業

エ 専ら人の身体に接触して行う役務の提供を行う営業

第7条の次に次の章名を付する。

第2章 めいわく行為の禁止

第8条第1項中「の各号」を削り、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「第15条第2号」を「第21条第2号」に改める。

第9条第2項中「第11条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 客引き行為等禁止特定地区において、第10条の行為をし、若しくはさせた者又は第11条第1項の規定に違反した者であって、第13条第1項の勧告に従わなかったもの
- (2) 第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し虚偽の答弁をした者

第14条を第20条とし、同条の次に次の章名を付する。

第7章 罰則

第13条の見出しを「(公表等)」に改め、同条第1項中「重点推進地区において、第8条第1項第4号から第7号までの行為をし、又はさせた者であって、同条第2項の勧告に従わなかったもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える

- (1) 重点推進地区において、第8条第1項第4号から第6号までの行為をし、又はさせた者であって、同条第2項の勧告に従わなかったもの
- (2) 客引き行為等禁止特定地区において、第10条の行為をし、若しくはさせた者又は第11条第1項の規定に違反した者であって、第13条第1項の勧告に従わなかったもの

第13条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項（同項第2号に該当する違反者の場合に限る。）の規定により公表したときは、当該飲食店営業等を営む者にその営業の用に供するための土地又は建物を提供する者（転貸する者を含む。）に対し、当該公表に

係る事項を通知するものとする。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とする。

第11条の見出し中「重点推進地区」の次に「及び客引き行為等禁止特定地区の指定」を加え、同条第2項中「重点推進地区を」を「前2項の規定により重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区を」に、「重点推進地区の」を「当該地区の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点推進地区内において、特に客引き行為等の禁止に係る施策を実施する地区（以下「客引き行為等禁止特定地区」という。）を指定するものとする。

第11条を第17条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 雑則

第10条を第16条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区

第9条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 客引き行為等の禁止

（客引き行為等の禁止）

第10条 何人も、公共の場所において次に掲げる行為（以下「客引き行為等」という。）をし、又はさせてはならない。

- (1) 相手方を特定し、飲食店営業等の客となるよう誘う行為
- (2) 相手方を特定し、次のいずれかに該当する役務に従事するよう勧誘する行為
 - ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
 - イ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務
- (3) 前2号に規定する行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為（飲食店営業等を営む者の遵守事項）

第11条 飲食店営業等（法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業

を除く。)を営む者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者その他の者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客としてその営業所内に立ち入らせてはならない。

- 2 飲食店営業等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(申出等)

第12条 第17条第2項に規定する客引き行為等禁止特定地区において飲食店営業等を営む者は、第10条又は前条第1項の規定に違反する行為(以下この章において「違反行為」という。)をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、違反行為をした者に対し、必要な指導をし、これに従わないときは必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、前条第1項に規定する措置を行うため、必要があると認めるときは、その職員に、違反行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること(以下「立入調査等」という。)ができる。

- 2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(土地等の提供者の努力義務)

第15条 市内に所在する土地又は建物（その一部を含む。以下同じ。）を他人に提供する者（転貸する者を含む。）は、当該提供に係る契約（その更新の契約を含む。）の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店営業等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させる措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 松戸市安全・快適まちづくり協議会

本則に次の1条を加える。

（両罰規定）

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1章及び章名を加える改正規定（第13条から第15条までに係る部分に限る。）、第13条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定、同項に2号を加える改正規定及び同条に1項を加える改正規定、第21条の次に1条を加える改正規定並びに本則に1条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。